

長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、特定教育施設の設置者が行う特別支援教育の充実を図るため、予算の範囲内において長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育施設 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する施設型給付費の支給を受けているものをいう。
- (2) 1号認定子ども 法第19条第1項第1号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもをいう。

(対象児童)

第3条 補助の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、長岡京市に住所を有し、特定教育施設に通う、長岡京市発達支援保育実施要綱に定める発達支援保育指導会議の対象となる1号認定子どもであって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳の交付に関する規則（平成12年京都府規則第10号）に定める療育手帳の交付を受けている者
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給の対象となる者
- (4) 児童相談所、保健所又は本市の担当部署において相談を受け、心身に何らかの障がいがある、又は特別な支援が必要であると認められる者

(補助対象経費及び交付対象者)

第4条 補助の対象となる経費は、対象児童の特別支援教育に要する経費とし、交付の対象となる者は、対象児童を受け入れている市内に所在する特定教育施設の設置者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、発達支援保育指導会議で判定する職員加配数による額とする。ただし、特別支援教育費について国及び京都府の補助対象となる施設については、その補助金等の額を控除した額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、必要な書類を添付して、特定教育施設特別支援教育費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、特定教育施設特別支援教育費補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を交付の目的以外に使用してはならない。

2 市長は、必要と認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員を施設に立ち入らせ、調査することができる。

(補助金の変更交付決定)

第9条 市長は、必要に応じて行う実地調査等により、第7条の交付決定に変更すべき内容があると認めたときは、交付すべき補助金の額を変更し、特定教育施設特別支援教育費補助金変更交付決定通知書（第3号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業実績報告)

第10条 補助事業者は、関係書類を添えて、特定教育施設特別支援教育費補助金事業実績報告書（第4号様式）により、当該会計年度末までに市長に事業について報告しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の事業実績報告書を受け付けたときは、当該報告に係る書類を審査し、その事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、特定教育施設特別支援教育費補助金確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第12条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、特定教育施設特別支援教育費補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出し、請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第13条 市長は、補助事業者のうち、特に必要があると認められたものに対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の概算交付を受けようとする補助事業者は、特定教育施設特別支援教育費補助金概算交付請求書（第7号様式）に第7条の交付決定通知書又は第9条の変更決定通知書の写しを添付して、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき、不正に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に添わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金交付済額が第11条の確定額を超えたとき、又は前条の規定により交付決定の取消し等を行った場合は、補助金の交付を受けた補助事業者に対して、納期限を定めてその差額を返還させることができる。

(延滞金)

第16条 市長は、前条の場合において、補助金が納期限までに返還されなかったときは、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施 設 名
設置者名

特定教育施設特別支援教育費補助金交付申請書

特定教育施設特別支援教育費補助金の交付を受けたいので、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

第2号様式（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

特定教育施設特別支援教育費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助額 金 円

2 補助条件

- (1) この補助金は、交付の目的以外に使用しないでください。
- (2) 必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあります。
- (3) 補助事業の内容を変更した場合は、速やかに市長に報告してください。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。

番 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

特定教育施設特別支援教育費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付長岡京市指令 第 号で交付決定通知した標記の補助金について、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり変更決定をしたので通知します。

記

1 補助金額

変更決定額	金	円
交付決定額	金	円
差 額	金	円

2 補助金内訳

別紙のとおり

3 変更理由

- (1) 長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて、3月末日までに、市長に実績報告してください。
- (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (3) 補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、その差額を返還させることがあります。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施 設 名
設置者名

特定教育施設特別支援教育費補助金事業実績報告書

年度の補助金事業について、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

補助金額 金 円

第5号様式（第11条関係）

番 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

特定教育施設特別支援教育費補助金確定通知書

年 月 日付第 号で交付（変更）決定をした標記の補助金について、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

第6号様式（第12条関係）

特定教育施設特別支援教育費補助金交付請求書

請求額	金	円
交付決定額（a）	金	円
概算交付済額（b）	金	円
未交付額（a - b）	金	円

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第12条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

長岡京市長 様

住 所
施 設 名
設置者名

長岡京市長様

住 所
施 設 名
設置者名

特定教育施設特別支援教育費補助金概算交付請求書
(第 四半期分)

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 年間概算交付

(1) 交付決定額 金 _____ 円

(2) 概算交付要望額

交付回数	概算交付要望額	備考
第1四半期	円	
第2四半期	円	
第3四半期	円	
第4四半期	円	
合計	円	

3 添付書類

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 概算交付の理由書

長岡京市長様

住 所
施 設 名
設置者名

特定教育施設特別支援教育費補助金概算交付請求書
(第 四半期分)

年 月 日付で変更決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市特定教育施設特別支援教育費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 年間概算交付

(1) 変更決定額 金 _____ 円

(2) 概算交付要望額

交付回数	概算交付要望額	備考
第1四半期	円	
第2四半期	円	
第3四半期	円	
第4四半期	円	
合計	円	

3 添付書類

- (1) 変更決定通知書の写し
- (2) 概算交付の理由書